

自動車交通騒音の状況

騒音規制法第3条に基づく「騒音について指定する地域内」の自動車交通騒音の状況を同法第18条に基づき常時監視した結果について、環境基準の維持達成状況を取りまとめ、同法第19条の規定により公表するものです。

1 測定方法の概要

- (1) 測定年月日 令和3年11月16日～11月19日
 (2) 測定地点 表1に示すように、市内10箇所で24時間調査を実施しました。

2 測定結果の概要

昼又は夜間の環境基準超過は1地点でした。

表1 道路交通騒音測定結果 (点的評価) (単位：デシベル)

路線名	測定地点	用途地域	環境基準 類型	車線数	騒音レベル (Leq) (環境基準)	
					昼	夜
東北自動車道	郡山市喜久田町赤坂一丁目15	調整区域	-	4	63 (70)	60 (65)
一般国道4号BP	郡山市亀田二丁目32	第二種住居地域	B	4	67 (70)	61 (65)
一般国道4号BP	郡山市富田町字若木下37-1	第二種住居地域	B	4	60 (70)	55 (65)
一般国道4号BP	郡山市日和田町字原	調整区域	-	4	58 (70)	56 (65)
一般国道4号	郡山市日和田町高倉字大口原	調整区域	-	4	70 (70)	★69 (65)
一般国道288号	郡山市富久山町久保田字上野12	第一種住居地域	B	2	68 (70)	64 (65)
主要地方道 郡山大越線	郡山市富久山町久保田字太郎殿前24	工業地域	C	2	70 (70)	63 (65)
主要地方道 小野郡山線	郡山市芳賀三丁目6	第一種住居地域	B	2	66 (70)	62 (65)
市道 日出山久保田線	郡山市小原田二丁目29	第二種住居地域	B	4	68 (70)	62 (65)
市道 田村香久池二丁目線	郡山市小原田五丁目18	第一種住居地域	B	4	63 (70)	56 (65)

- (注) 1 「★」は環境基準超過を意味します。
 2 昼間とは午前6時から午後10時まで、夜間とは午後10時から翌日の午前6時までの時間帯をいいます。